

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
給料等支給に関する規則

平成7年3月30日

規則第2号

改正 平成17年5月規則第1号

同 18年4月 同 第2号

令和3年11月 同 第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の給料等の支給に関しては、三条市職員の給料等支給に関する規則（平成17年三条市規則第21号）及び三条市職員の平成18年改正条例附則第7項から附則第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年三条市規則第29号）を準用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月規則第1号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成18年4月規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。